

徳島県訪問介護等サービス提供体制確保支援費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、人材不足が喫緊の課題である訪問介護サービスについて、特に経営の厳しい中山間地域等に所在する事業所の経営改善に向けた取組を支援するため、徳島県指定の中山間地域等に所在する訪問介護事業所（以下「事業所」という。）を運営する法人等が行う訪問介護サービスに要する経費に対し、予算の範囲内で、事業所を運営する法人等に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の支給対象者等)

第2条 補助金を受けることができる者は、次に掲げる要件を申請時点で全て満たす事業所を運営する法人等とする。

- (1) 徳島県指定の訪問介護事業所であること。
- (2) 別表1に掲げる地域に事業所が所在していること。
- (3) 集合住宅等（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等）の併設事業所ではないこと。

(対象経費及び補助額等)

第3条 対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）及び補助額等は、別表2に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書等)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 徳島県訪問介護等サービス提供体制確保支援費補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 徳島県訪問介護等サービス提供体制確保支援費補助金事業計画書（別紙2）

3 規則第3条の知事の定める期日は、令和8年2月6日とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、別表2における対象経費の内容相互間における20パーセント以内の金額の変更とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 徳島県訪問介護等サービス提供体制確保支援費補助金変更所要額調書(別紙3)

(2) 徳島県訪問介護等サービス提供体制確保支援費補助金変更事業計画書(別紙4)

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第3号による。

2 規則第11号の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 徳島県訪問介護等サービス提供体制確保支援費補助金実績書(別紙5)

(2) 徳島県訪問介護等サービス提供体制確保支援費補助金事業実績書(別紙6)

(3) 別表3に掲げる書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者が不正の手段により補助金を受けた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(補助金の請求)

第10条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第4号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第11条 知事は、補助事業者に対して前条第1項又は第3項の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(書類の保管等)

第12条 証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則

この要綱は、令和7年10月8日から施行する。